

# 淡路広域水道企業団水道事業収納事務委託規程

平成 22 年 3 月 26 日

管理規程第 10 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 33 条の 2 及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 の規定に基づき、淡路広域水道企業団水道事業に係る徴収事務等を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、「徴収事務等」とは、淡路広域水道企業団水道事業に係る公金の徴収及び収納事務で、次に掲げるものをいう。

- (1) 使用水量の計量及び認定
- (2) 水道料金、下水道使用料、生活排水処理施設使用料その他の収納金（以下「水道料金等」という。）の徴収
- (3) 前 2 号に掲げる事項に附帯する事務

(委託の基準)

**第 3 条** 企業長は、次に掲げる基準に該当する私人に徴収事務等を委託することができる。

- (1) 徴収事務を委託することにより、水道事業の収入の確保及び住民の便益に寄与し、経済性がよりよく発揮されると認められる者であること。
- (2) 徴収事務等を遂行するに十分な意思と能力を有すると認められる者であること。
- (3) 徴収された水道料金等の保管が安全であると認められる者であること。

2 前項に規定するもののほか、企業長は必要に応じ委託の基準を定めることができる。

(委託契約)

**第 4 条** 企業長は、徴収事務等を私人に委託する場合には、当該委託事務の内容、委託料その他委託に必要な事項について契約を締結するものとする。

(告示)

**第 5 条** 地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 1 項の規定による徴収事務等の委託に係る告示の内容は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の住所及び氏名並びに法人にあつては、その所在地及び名称
- (2) 受託者の取り扱う事務の範囲

(3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要があると認める事項  
(身分証明書の交付等)

**第6条** 企業長は、受託個人に対して身分証明書(様式第1号)を交付する。

2 受託個人は、身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、直ちにこれを提示しなければならない。

(徴収事務等従事者)

**第7条** 徴収事務等の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、徴収事務等に従事する者(以下「徴収事務等従事者」という。)を事前に書面により企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、徴収事務等従事者が適当でないと認める場合には、受託者に当該徴収事務等従事者の変更を求めることができる。

(徴収事務等従事者証の交付等)

**第8条** 企業長は、徴収事務等従事者に対して徴収事務等従事者証(様式第2号)を交付する。

2 受託法人は、徴収事務等従事者として徴収事務等に従事させるときは、常に徴収事務等従事者証を携帯させることとし、関係人の請求があったときは、直ちにこれを提示させなければならない。

(水道料金等の収納方法)

**第9条** 徴収事務等従事者は、水道料金等を収納したときは、領収書に領収日付印を押印し、納入者に交付しなければならない。

(収納金の取扱い)

**第10条** 受託者は、水道料金等を収納したときは、その内容を示す計算書を企業長に提出するとともに、当該収納した金銭を指定された期日までに淡路広域水道企業団出納取扱金融機関又は淡路広域水道企業団収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(徴収事務等の実績の報告)

**第11条** 受託者は、企業長が指定する日までに徴収事務等に係る実績報告書を作成し、企業長に提出しなければならない。

(書類等の検査)

**第12条** 受託者は、企業長が指定する日又は必要があると認める日に関係書類等を企業長に提出し、検査を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第13条** 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは

継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(事務の引継ぎ)

**第 14 条** 受託者は、委託契約が満了し、又は委託契約を解除された場合は、契約期間満了又は解除の日から起算して 3 日以内に徴収事務等に関する一切の事務を企業長に引き継がなければならない。

(個人情報の保護)

**第 15 条** 受託者（徴収事務等従事者を含む。）は、徴収事務等の実施に際して知り得た情報を保持するとともに、徴収事務等に係る一切の情報を他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。この委託業務を終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 企業長は、淡路広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成 22 年淡路広域水道企業団規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、個人情報の保護及び適正な処理に関し必要な事項を委託契約書に記載するものとする。

(その他)

**第 16 条** この規程に定めるもののほか、収納事務の委託について必要な事項は、企業長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、統合前の洲本市水道事業所収納事務委託規程（平成 18 年洲本市水道事業管理規程第 3 号）又は淡路市水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程（平成 17 年淡路市告示第 106 号）の規定によりなされた委託契約は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第6条関係）

（表）

身分証明書		No.
(写真)	氏名	
	生年月日	
	住所	
	身分	淡路広域水道企業団 水道事業徴収事務等受託者
	業務内容	
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		淡路広域水道企業団企業長 印

9センチメートル

5.5センチメートル

（裏）

- 1 この証明書は、淡路広域水道企業団水道事業徴収事務等受託者としての身分を証明するものであるから常に携帯し、関係者の請求があったときは、直ちにこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、譲渡してはならない。
- 3 この証明書に記載した事項に異動を生じたときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 この証明書が不用になったときは、直ちに返納しなければならない。
- 5 この証明書に企業長印及び写真割スタンプのないもの又は有効期間の過ぎたものは無効である。

様式第2号（第8条関係）

（表）

徴収事務等従事者証	
(写真)	No. _____ 氏名 _____ _____年 月 日生
	上記の者は、淡路広域水道企業団水道事業徴収事務等受託者 住 所 _____ 会社名 _____ が選任した徴収事務等従事者であることを証明する。
有効期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	
	淡路広域水道企業団企業長 印

9センチメートル

5.5センチメートル

（裏）

注 意 事 項
1 淡路広域水道企業団水道事業の徴収事務等に従事するときは、常に本証を携帯し、納入義務者等から提示を求められたときは、直ちにこれを提示すること。
2 本証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はその記載事項を改ざんしないこと。
3 本証を紛失し、若しくはき損したとき、又はその記載事項に変更があったときは、その理由を付して直ちに届け出ること。
4 契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、直ちに本証を返還すること。